

令和3年 第11回

福生市教育委員会定例会議事録

日 時：令和3年11月19日（金）午後2時30分

場 所：福生市役所第二棟4階委員会室

1 出席委員	教育長	石 田 周
	委員	渡 辺 浩 行
	委員	加 藤 孝 子
	委員	坂 本 和 良
	委員	野 口 哲 也
	委員	新 藤 美知子

2 事務局(説明員)	教育長(再掲)	石 田 周
	教育部長	中 岡 保 彦
	参事兼教育指導課長	勝 山 朗
	教育総務課長	荻 島 正 義
	教育部主幹	重 末 祐 介
	教育支援課長	大 楠 功 晃
	生涯学習推進課長	菱 山 栄三郎
	スポーツ推進課長	矢ヶ崎 冬木
	公民館長	佐 藤 克 年
	図書館長	宮 林 和 也
	指導主事	古 川 祐 平
	指導主事	田 邨 佳 宏

3 傍聴人 3名

4 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 教育長報告
- 日程第 3 議案第 42 号 福生市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について
- 日程第 4 議案第 43 号 福生市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について
- 日程第 5 議案第 44 号 福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について
- 日程第 6 議案第 45 号 福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について
- 日程第 7 議案第 46 号 福生第六小学校防音機能復旧（復機）工事（空調設備）請負契約に対する意見聴取について
- 日程第 8 議案第 47 号 福生市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について
- 日程第 9 議案第 48 号 福生市教育委員会事務局事務専決規程の一部改正について
- 日程第 10 協議事項 2 福生市スポーツ推進計画の改定（案）について
- 日程第 11 報告第 25 号 令和 3 年度福生市学力・学習状況調査の結果について
- 日程第 12 報告第 26 号 令和 3 年度 G T E C の結果について

日程第 13 その他報告事項

【教育長】 それでは、ただ今から令和3年第11回福生市教育委員会定例会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。福生市教育委員会会議規則第19条の規定に基づき、野口哲也委員、新藤美知子委員を署名委員として指名いたします。

次に、日程第2、教育長報告を行います。教育長報告を各担当部長より申し上げます。初めに、中岡教育部長より報告いたします。

【教育部長】 はい。それでは私のほうから、学校教育を除く所管事務について教育長報告をさせていただきます。資料は3ページをお願いいたします。

まず、市全体の動きでございます。10月22日、新型インフルエンザ等対策本部会議は、国や都のコロナの感染に対する段階的緩和措置の方針に基づきまして、市におきましても対策本部会議を開き、時短等を解除したところでございます。また、本部会議でございますが、それぞれ、月曜日に開催されております。書面開催でございますが、こちらにつきましては1週間の感染状況を報告するためのものであって、報道等でもお知らせされておりますとおり、福生市においては感染等が現在は落ち着いている状況でございます。

続きまして、教育総務課を御覧ください。11月18日でございます。令和3年度市町村教育委員会オンライン協議会は、野口委員よりご出席を賜っております。ありがとうございました。

続きまして、生涯学習推進課、上段の10月23日土曜日でございます。第21回福生市子ども議会を開催いたしました。恐れ入りますが、1枚おめくりいただきまして5ページを御覧ください。これは11月12日の西多摩新聞の記事でございますが、子ども議会におきましては感染症対策を講じ、傍聴は保護者、教員限定で、入れ替え制で行いました。教育委員の皆さまには参加をご遠慮いただき、大変申し訳ございませんでした。

当日につきましては、移動教室中の二小児童も大きなスクリーンで参加いただくなど、全児童が大変堂々と、素晴らしい内容でございました。ぜひ、本日から動画を関係者のみご使用いただけるように準備いたしましたので、御覧いただきたいと存じます。よろしく申し上げます。

また、資料は3ページにお戻りください。生涯学習推進課でございますが、11月6日、11日には、それぞれ、社会教育委員さんが出席した研修会等が開催されております。

続きまして、スポーツ推進課でございます。11月3日を御覧ください。東京都スポーツ功労賞授賞式が行われました。こちらの受賞でございますが、東京都功労者受賞には、個人の部で、市軟式野球連盟などでご活躍されました吉澤理事、福生市体育協会副会長、また、団体では市バレーボール連盟が受賞されております。こちらのほうにつきましては、本日、この後、4時半から、市長室におきまして市長への表敬訪問がございます。教育長も出席をいたします。

また、併せて、ここで、小学生バドミントン大会関東地区予選会が開催され、女子ダブルスで優勝をされ、12月に福島県で開催の第30回全国小学生バドミントン連盟選手権大会に出場をいたします福生市第五小学校6年生の藺田優奈さんが、出場報告で、やはり表敬訪問に本日いらっしゃいます。

また、この後、他にも東京都教育委員会から、長期間の学校や地域の児童生徒の育成活動に対して、市バドミントン連盟が感謝状を贈られております。こちらは、石田教育長よりバドミントン連盟の会長に授与いたします予定でございます。

いずれも、広報「福生の教育」等で市民にはお知らせをしまいたいと考えております。

私のほうからは以上でございます。

【教育長】 次に、勝山教育部参事より報告いたします。

【教育部参事】 はい。続きまして、学校教育に関する所管事務についてご報告を申し上げます。資料7ページを御覧ください。全部で3点ございます。

1点は、行事等の実施状況についてでございます。

初めに、ア、小学校日光移動教室でございます。福生第五小学校が10月25日から、福生第七小学校が11月8日から、2泊3日の日程で実施をいたしました。

次に、イ、小学校名栗自然教室でございます。福生第二小学校が11月14日から、福生第三小学校が10月29日から、福生第五小学校が11月3日から、福生第六小学校が11月5日から、福生第七小学校が11月1日から、1泊2日の日程で実施をいたしました。

次に、ウ、音楽会、合唱コンクールでございます。福生第六小学校が11月12日および13日に、福生第一中学校が10月27日に実施をいたしました。なお、福生第一小学校でございますが、11月19日、本日および20日、明日に実施をいたします。

次に、エ、展覧会でございます。福生第四小学校において、11月19日、本日および20日、明日に実施をいたします。

次に、オ、学習発表会でございます。福生第三小学校が11月19日、本日および20日、明日に実施をいたします。

最後に、カ、開校70周年記念式典でございます。福生第三小学校において、11月6日、コロナ禍の対応として規模を縮小した式典となりましたが、厳粛な雰囲気の中、つつがなく終えることができました。

2点は、行事等の予定についてでございます。道徳授業、地区公開講座、小学校音楽会および特別支援学級宿泊学習については、資料7ページのとおりでございます。

3点は、その他についてでございます。

まずは、ア、福生市教員悉皆研修についてでございます。11月17日、福生第一中学校体育館を会場に、教員を対象とした悉皆研修を開催いたしました。テーマは、小中一貫教育について私からお話をし、その後、Diveinnon代表、飯田亮瑠先生から「性別で見る多様性と人権 見えない、見せないしんどさを抱える子どもに向き合う」というテーマでお話を頂きました。さまざまな性の在り方についての理解を深め、心に苦しさを感じている児童生徒に対して教員は何ができるのかについて考える貴重な機会となりました。加藤委員、新藤委員におかれましては、ご多用のところご出席いただき、誠にございました。

次に、イ、学校保健会講演会についてでございます。11月20日、午後1時30分から、もくせい会館3階会議室で、学校保健会が主催で開催をいたします。「ストレスとの上手な付き合い方 コロナ禍における心と体のセルフケア」という演題で、日本ストレスマネジメント学会理事、坂上頼子先生にご講演を頂くものがございます。

私からは以上でございます。

【教育長】 以上、報告は終わりました。質問がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、教育長報告を終わります。

次に、日程第3、議案第42号、福生市一般職員の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を

改正する条例に対する意見聴取についてを議題といたしますが、日程第6、議案第45号までの案件4件につきましては内容に関連がございますので、一括して事務局より説明をいたします。ご了承をお願い申し上げます。なお、採決につきましては、1件ずつ採決をさせていただきます。

萩島教育総務課長より内容説明をお願いします。

【教育総務課長】 日程第3、議案42号、福生市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について。

日程第4、議案第43号、福生市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について。

日程第5、議案第44号、福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について。

日程第6、議案第45号、福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について。

以上、4つの議案につきまして、提案理由ならびに内容の説明をさせていただきます。これらは同趣旨の内容の改正となっておりますので、一括しての説明をさせていただきます。資料は9ページからになります。

まず、提案理由につきましては、それぞれ、9ページ、19ページ、29ページ、39ページにございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から、11ページから53ページの資料にございますとおり意見を求められましたので、本議案を提出するものでございます。

今回、この本条例改正を端的に申しますと、職員等の令和3年12月支給の期末手当、いわゆる賞与、ボーナスになりますが、こちらを引き下げるという内容でございます。福生市の給与体系につきましては、東京都の給料表と諸手当を基本としておりますことから、今年度の改定につきましても、引き続き、東京都に準拠した給与改定を行うため、本条例を改正いたそうとするものでございます。

初めに東京都の状況でございますが、東京都人事委員会は、令和3年10月15日に東京都の職員の給与に対し勧告を実施し、例月給につきましては東京都の給与が103円、0.03%、民間給与を上回る結果となりましたが、公民格差が小さいため、例月給の改定は見送られることとなりました。特別給は、これは賞与になりますけれども、東京都の支給月数が民間事業所で支払われた特別給の支給月数を0.1カ月分上回っておりますことから、特別給を0.1カ月分引き下げ、令和3年12月支給の期末手当から実施するよう勧告をいたしております。

次に、今回の本市の条例改正の概要でございます。一般職の任期付職員である特定任期付職員および会計年度任用職員、三役（市長、副市長、教育長）、一般職の職員などの期末手当を0.1カ月分、再任用職員を0.05カ月分、それぞれ引き下げをいたそうとするものでございます。この改正を表にしたものが、当日配付資料の、先ほど御説明しました令和3年度一般職の給与改定等資料になりますので、こちらで御説明いたします。

まず、上段、期末勤勉手当支給月数と記されております表の下から2段目、議案第42号に係ります一般職の任期付職員である特定任期付職員の部分でございますが、年間の支給月数を現行の3.45カ月から3.35カ月へ0.1カ月分引き下げ、既に6月の期末手当は支給済みのため、今年の12月の期末手当で実施調整をしようとするものでございます。

下段の令和4年6月期以降、期末勤勉手当支給月数と示されている表を御覧ください。令和4年度以降の特定任期付職員は、6月期、12月期ともに、それぞれ現行の期末手当支給を0.05カ月分ずつ引き下げ、それ

ぞれ1.675カ月に改定しようとするものでございます。

次に、上段の表に戻っていただきまして、一番下の段の議案第43号に係ります会計年度任用職員につきましては、年間の支給月数を現行の2.5カ月から2.4カ月へ0.1カ月分引き下げ、同様に12月の期末手当で実施をしようとするものでございます。

下段の表を御覧ください。令和4年度以降の会計年度任用職員は、6月期支給月数、12月期支給月数ともに、それぞれ現行の期末手当支給を0.05カ月分ずつ引き下げ、それぞれ1.2カ月に改定しようとするものでございます。

次に、上段の表に戻っていただきまして、議案第44号に係ります市長などの三役、および議案第45号に係ります一般職、管理職の職員は、年間の支給月数を現行の4.55カ月から4.45カ月に0.1カ月分引き下げ、同じく議案第45号に係ります再任用職員は、年間の支給月数を現行の2.4カ月から2.35カ月に0.05カ月分引き下げることとし、こちらも12月の期末手当で実施をしようとするものでございます。

下段の表の令和4年度以降の三役および一般職、管理職の職員は、6月期、12月期ともに、それぞれ現行の期末手当支給を0.05カ月分ずつ引き下げ、それぞれ2.225カ月に、再任用職員はそれぞれ0.025カ月分ずつ引き下げ、それぞれ1.175カ月に改定しようとするものでございます。

最後に、条例改正の実施時期でございますが、期末手当の引き下げは令和3年12月1日から適用することとし、令和3年12月の期末勤勉手当支給日に引き下げ後の期末手当額を支給いたそうとするものでございます。

以上、議案第42号から45号までの意見聴取の説明とさせていただきます。御審議を賜りまして、原案のとおりご同意くださいますようお願い申し上げます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がございましたらお願いいたします。

質疑はございませんでしょうか。ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第42号は原案のとおり同意することに御異議はございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第42号は原案のとおり同意することといたします。

次に、議案第43号についてお諮りいたします。議案第43号は原案のとおり同意することに御異議はございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第43号は原案のとおり同意することといたします。

次に、議案第44号についてお諮りいたします。議案第44号は原案のとおり同意することに御異議はございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第44号は原案のとおり同意することといたします。

次に、第45号についてお諮りいたします。議案第45号は原案のとおり同意することに御異議はございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第45号は原案のとおり同意することといたします。

次に、日程第7、議案第46号、福生第六小学校防音機能復旧(復機)工事(空調設備)請負契約に対する意見聴取についてを議題といたします。荻島教育総務課長より内容説明をお願いいたします。

【教育総務課長】 それでは、日程第7、議案第46号、福生第六小学校防音機能復旧(復機)工事(空調設備)請負契約に対する意見聴取について、提案理由ならびに内容について御説明申し上げます。

55ページをお願いいたします。提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から、57ページから63ページの資料のとおり意見を求められましたので、本議案を提出するものでございます。

59ページをお願いいたします。1の契約の目的は、福生第六小学校防音機能復旧(復機)工事(空調設備)でございます。2の契約の方法は、予定価格が5,000万円を超えることから、制限付き一般競争入札となります。3の契約の金額は、2億790万円。4の工期は、契約締結日の翌日から令和4年11月30日まで。5の契約の相手方は、太平・渡辺特定建設工事共同企業体でございます。

次に、工事の概要でございます。63ページを御覧ください。4の工事内容でございますが、今回の工事は福生第六小学校校舎内の空調設備の更新でございます。室内・室外機の設置、換気設備、配管、ガス設備の工事などがございます。

以上、議案第46号、福生第六小学校防音機能復旧(復機)工事(空調設備)請負契約に対する意見聴取についての説明とさせていただきます。御審議を賜りまして、原案のとおりご同意くださいますようお願い申し上げます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

質疑はございませんでしょうか。ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第46号は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第46号は原案のとおり同意することといたします。

次に、日程第8、議案第47号、福生市教育委員会公印規則の一部を改正する規則についてを議題といたしますが、日程第9、議案第48号、福生市教育委員会事務局事務専決規程の一部改正についてと内容に関連がございますので、一括して事務局より説明をいたしますのでご了承をお願いいたします。なお、採決につきましては、1件ずつ採決をさせていただきます。

荻島教育総務課長より内容説明をお願いいたします。

【教育総務課長】 日程第8、議案第47号、福生市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について、および、日程第9、議案第48号、福生市教育委員会事務局事務専決規程の一部改正について、一括にて説明をさせていただきます。資料は65ページからになります。

提案理由につきましては、それぞれ65ページ、71ページでございますが、文書管理システムにおいて電子決裁システムを導入することに伴い、規定を整備するものでございます。

改正内容でございます。今年度、令和3年度、現在使用しております文書管理システムにおいて電子決裁システムを導入いたします。これにより、文書管理システム内で起案等を行う文書の決裁方法につきまして、従来の紙文書への押印による方法に加え、システム上での電子的決定方法が可能となります。このため、紙文書への押印による決裁方法を原則とした規定をしております例規につきまして、改正が必要となりますことから、教育委員会所管で改正が必要な例規は2点となっております。

69ページを御覧ください。福生市教育委員会公印規則の一部改正新旧対照表を御覧ください。1件目は福生市教育委員会公印規則の改正で、公印を押印する際に決裁済みの起案文書を提示することと規定しているものを、電子決裁システムでの運用方法といたしまして、起案文書の提示に代え、電子決裁システムを利用した電子決裁承認記録を提示することとする改正でございます。

75ページを御覧ください。福生市教育委員会事務局事務専決規程の一部改正新旧対照表を御覧ください。2件目は福生市教育委員会事務局事務専決規程の改正で、代決および校閲の方法につきまして、紙文書に代決または校閲の旨を記載することと規定しているものを、電子決裁の場合、速やかに上司に報告または関係文書を閲覧に供することで対応できることとする改正になってございます。

付則といたしまして、これらの規則、訓令の施行日につきましては、電子決裁システムの導入予定日である令和4年1月31日にいたそうとするものでございます。

説明は以上でございます。御審議を賜りまして、御決定くださいますようお願いいたします。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がございましたらお願いいたします。

質疑はございませんでしょうか。ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第47号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第47号は原案のとおり可決することといたします。

次に、議案第48号についてお諮りいたします。議案第48号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第48号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第10、協議事項2、福生市スポーツ推進計画の改定(案)についてを議題といたします。矢ヶ崎スポーツ推進課長より内容説明をお願いいたします。

【スポーツ推進課長】 それでは、協議事項の2、福生市スポーツ推進計画の改定（案）について御説明いたします。資料につきましては、協議事項2、資料1と、別冊で資料2をお配りしておりますが、資料1の概要版を基に御説明いたします。

初めに、本計画改定の背景でございます。概要版1ページ目に記載いたしましたが、現計画である福生市スポーツ推進計画2012は、平成23年度に10年間の計画期間として策定し、5年後の計画修正を経ております。これまでの10年間でジュニアアスリートの育成、ウォーキングのように誰もが気軽にできるスポーツの推進、ブラインドサッカーなど障害者スポーツに触れられる機会の創出、ネッツ多摩S&Dフィールドの人工芝化に代表されるスポーツ施設の充実等、幅広く取り組んでまいりました。一方で、多様化する利用者ニーズへの対応、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催やデジタル技術革新の進展、新型コロナウイルス感染症の影響など、福生市のスポーツ行政を取り巻く大きな社会変化や新たな課題等が発生しております。

また、1ページ目の計画の位置付けの枠内にもございますが、上位計画となる福生市総合計画（第5期）および福生市教育振興基本計画第2次が令和2年3月に策定されました。加えて、令和3年3月策定の福生市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画や、令和3年12月策定の福生駅西口地区公共施設整備基本計画など、スポーツ行政にも関係いたしますさまざまな計画が策定されております。

こうした状況におきまして、スポーツ行政として今後取り組むべき課題や方向性、目標値を現状に即したものに改め、併せて各種計画との整合性を図るために、本計画の改定を行うものでございます。また、計画期間につきましては、現計画と同様に10年間といたします。なお、本計画の改定に当たり、関係する11課との協議、調整を行いました上で、スポーツ推進審議会において内容を御審議いただいております。

次に、改定版計画の体系について簡単に御説明いたします。概要版の2ページ、3ページの見開きとなりますこちらを御覧いただきたいと存じます。こちらの中央にございますとおり、改定版計画の体系は4つの指針、17の施策項目と、4ページ目、最後のページになりますが、こちらに3つの目標を掲げております。こういったものから構成されております。

続きまして、改定のポイントでございます。前のページにお戻りいただいて、2～3ページ目の右側の枠内を御覧いただきたく存じます。計画改定のポイントといたしまして、大きく5点掲げておりますが、その中でも特筆すべき2点について御説明いたします。

1点目は、世代や性別、障害の有無、そして国籍に関わらず、誰もが気軽にスポーツに親しみ、継続的に活動できる取り組みの推進でございます。外国人住民も含めて、生涯を通じて誰もがスポーツを楽しめる多様な取り組みを明示しております。

2点目として、市民のスポーツ活動の場の確保とスポーツ施設等の利用促進です。既存施設はもちろんのこと、福生駅西口地区公共施設整備基本計画に基づく新たなスポーツ施設の活用を含め、市民の皆さまが気軽にスポーツを続けられるよう、スポーツ施設の計画的な整備を進めることとしております。

最後に、本計画のこれまでの経過と今後の進め方につきましては、別冊、A4判の冊子の最終ページに、計画作成の主な経過として掲載しております。後ほど御覧いただければと存じます。

説明は以上でございます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

【坂本委員】 ご苦労さまでした。計画をここまでまとめるのは大変だったと思うんですけども、今の計画改定のポイントの最後のところ、「新型コロナウイルス感染症の影響下における」という部分ですけども、コロナ禍で、特に新たに何か話題になった内容というのはどんなものがあるでしょうか。

【スポーツ推進課長】 はい。これは、ちょうど令和2年度の休館中に、実は私どもも初めて行ったことなんですけれども、体育協会の指導員の協力を得まして、中央体育館内で、ご自宅でできる体操動画というものを作りました。それを、福生市のホームページを通じて広く市民の皆さまに御覧いただけるような環境をつくりまして、こういったささいなことなんですけれども、実は私ども、福生市スポーツ推進課としても初めての、また、実験的な取り組みとなりまして、こういったものを発展させたいと考えているところでございます。

以上でございます。

【坂本委員】 大きな計画の中で、この部分はどのような意味を持つのかっていうのがちょっと聞きたかったんですね。基本的な、スポーツはやっぱりみんなで集まって一緒になってやるという楽しさがあると思うんですけども、それが大きく制限されるかもしれないというその中で、じゃあ計画そのものがどのような違いを持たせるのかという話し合いはあったのかどうかをちょっとお聞きしたかったんです。

【スポーツ推進課長】 はい。スポーツ推進審議会委員の方からもやはりご質問を頂いておまして、新たなアプローチとしてICT活用というものが出てきました。また、これはこれまでの計画にもございましたが、見るスポーツという意味で、ご自身が主体的に活動する活動だけではなく、ご自宅等でも、見るスポーツでスポーツ意欲を向上させるような取り組みということにもう少し力を入れてはどうだというようなご意見も賜ったところでございます。

以上でございます。

【教育長】 矢ヶ崎課長、いわゆるコロナ禍における体育・スポーツの在り方ということが、スポーツ推進委員とか、この委員さんから出てきたんでしょうか。

【スポーツ推進課長】 はい。出てまいりました。

【教育長】 出てきたということで、それでこれが反映されたということよろしいでしょうか。

【スポーツ推進課長】 はい。

【教育長】 坂本委員、いかがでしょうか。

【坂本委員】 ありがとうございます。

【教育長】 他にいかがでしょうか。

【渡辺委員】 はい。一番最後にもスケジュールが載っているのでしょうか。ただ、すぐにできることはあると思うんですね。例えば、これを見ていて、調査したじゃないですか。外国人の人たちが、多言語を用いて表示してくださいとか、そういった案内が欲しいというようなことが書いてあったので、多分、そういうことはすぐにできることだと思うんですね。できることはどんどんやっていくべきだなというふうに思いますんで、スピーディーに対応をお願いしたいなというふうに思います。以上です。

【スポーツ推進課長】 はい。

【教育長】 はい。では、事務局のほうで承りました。他にございませんでしょうか。ないようでしたら、質疑を終わりたいと思います。

お諮りいたします。協議事項の2でございますが、議案のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし。」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、協議事項2は原案のとおり決定することといたします。

【教育長】 次に、日程第11、報告第25号、令和3年度福生市学力・学習状況調査の結果についてを議題といたします。古川指導主事より内容説明をお願いいたします。

【古川指導主事】 はい。日程第11、報告第25号、令和3年度福生市学力・学習状況調査の結果について、資料83ページを御覧ください。

まず、1、令和3年度福生市学力・学習状況調査の概要についてです。本調査は令和3年4月に実施し、実施対象は小学校第2学年から中学校第3学年までの全児童生徒。調査内容は国語、算数・数学の2教科と意識調査でございます。

次に、2、評価に関する調査の結果を御覧ください。括弧1、括弧2の表は、令和3年度の国語と算数・数学の結果です。令和3年度だけを見ますと、全ての学年で全国平均を下回っております。しかし、令和2年度の結果と令和3年度の結果を同一の母集団で比較しますと、令和2年度より上昇している学年が多いことが分かります。括弧3、括弧4のグラフは、国語と算数・数学の学力層割合です。福生市の学力層割合を見ますと、国語も算数・数学も、学力下位層の割合が小学校で大きく、中学校で比較的小さくなっていることが分かります。以上のことから、全体として学力向上への取り組みに一定の成果が見られる一方で、小学校低学年から学力下位層の底上げを図ることが引き続きの課題だといえます。

続いて、資料右上の3、意識に関する調査の結果を御覧ください。意識調査の質問の中から、特に学びに向かう力と関連の深い括弧1の2項目、学力と関係の深い括弧2の3項目について、肯定的な回答の割合を表にまとめました。

まず、括弧1、学びに向かう力に関する質問は、自己肯定感に関する質問、丸1と、好奇心に関する質問、丸2の2項目に注目いたしました。同一の母集団を令和2年度と比較したところ、全体として肯定的な回答

の割合が向上傾向にあることが分かりました。

次に、括弧2、学力と関係の深い質問では、国語や算数・数学の授業の進め方や児童生徒の学習方法に関する質問の3項目に注目しました。質問、丸3の結果から、国語では言語活動のモデルを示すことが、質問、丸4の結果から、算数・数学では自分の考えを説明させることが、質問、丸5の結果からは、授業で習ったことをそのまま覚えるのではなく、その理由や考え方も一緒に理解することが、それぞれ、学力向上に効果的だということが分かりました。

以上の結果を踏まえ、令和3年度には大きく3つの取り組みを行いました。資料の下の4、調査結果を踏まえた学力向上への取り組みを御覧ください。

第一に、個別最適な学習カリキュラムの実施です。福生市が導入している学習支援ソフトのミライシードが、児童生徒一人一人の調査結果に基づいた個別ドリルを自動生成するので、児童生徒が苦手を克服するための学習を効果的に進めることができます。特に算数・数学では、児童生徒の状況に応じて、1学年以上前の内容に立ち戻って学び直すことも可能です。そして、個別ドリルに取り組んだ後に確認テストを受けることで学習の定着度を再確認し、苦手が克服されるまで繰り返し学習することができます。このような個別最適な学びは、学習につまずきのある学力下位層の児童生徒たちにとって特に効果的であると考えます。

第二に、授業改善推進プランの作成です。学力調査や授業評価アンケートの結果等を基に児童生徒の実態を把握した上で、授業改善推進プランを作成しました。そして、2学期以降、各学校において授業改善の取り組みを実践しております。

第三に、学力向上推進委員会の授業研究です。学びに向かう力を含めた資質・能力をバランスよく育成するための授業研究を、授業改善推進プランを踏まえて各学校の学力向上推進委員が実施しております。

今後は、これらの結果を校長会や教務主任会、学力向上推進委員会等で周知するとともに、学校訪問や授業観察等の際に、授業改善推進プランに基づいた取り組みが着実に実践されるよう指導・助言を行ってまいります。

私からの説明は以上です。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がございましたらお願いいたします。

【野口委員】 はい。質問というか意見という形なんですけれども。1人1台のiPadを子どもたちが使うようになって、そういうICT機器とかそういう環境の充実というのが子どもたちの学力向上にどんなふうに成果を出しているのかなというの、個人的にというか非常に興味があるところなので、データの出し方とか分析の仕方の中で、例えば1人1台の端末をこんなふうに使ってこの教科にこんな効果があったとか、あるいはこれは苦手かもしれないとか、そういう角度からも分析を今後していただけたらいいかなんていうふうに思いました。意見です。

【古川指導主事】 はい。野口委員のおっしゃるとおりでございます。実際、ICT機器をどのように、どの程度、活用しているかという調査は現在も行っているところですが、それが実際、どのように学力に効果があったのかということとはなかなか調べることが難しいところですので、そこをいかに可視化するかというところは今後も検討してまいりたいと思います。どうもありがとうございます。

【教育長】 よろしいでしょうか。

i P a dが子どもたちの手元に渡ってから1年近くに、もうちょっとで1年になろうとしているのですが、このミライシード、そして福生市学力・学習状況調査の、この母集団を追い掛けていくということはこれからもしていきますので、ミライシードがどんな感じで相関していくというか、その確認を私どももしていきたいと思っております。ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。

【坂本委員】 学年が上がるに従ってC層、D層の割合が減ってきているということは、やっぱり学校教育の中で先生方が非常に努力をされて、その成果が上がっているということがしっかりとこの表からも見えると思うんですね。本当に先生方のご努力に敬意を表したいと思います。ぜひ、先生方にこういった数字をどんどん示すようにして、自信を持って教育に携わっていただきたいと思います。

今の野口委員のお話があった件につきましては、4の調査結果を踏まえたところにもあるように、家庭教育を通常だったらあまりやらないような子どもたちがi P a dを持ち帰って、そこで、自宅でもできるようになったということは結構大きなことだと思うんですね。家でもデジタルのデータが得られるように回線もセットして配ってあるという、これが、福生市のこの取り組みの大きな成果につながっているんじゃないかと思います。家庭での状況だとかそういったものも、学校は学校で情報を捉えていると思いますので、ぜひ、そんなものも、そのうち、まとめた形でご紹介いただければと思います。よろしくをお願いします。

【教育長】 ありがとうございました。

どうでしょうか。冬休みの対応とか、主幹のほうから御紹介してはいかがでしょうか。

【教育部主幹】 御意見ありがとうございました。

今年度の夏季休業日にも子どもたちはi P a dを持ち帰って、いわゆるドリルパークというところを子どもたち全員に取り組んでいただいたところです。その取り組み状況とか、一人一人がどのくらい問題を解いたのかとかということにつきましても、各学校のところに、先生方一人一人にも結果を返して、2学期の授業に生かしていただいているところです。

この後の冬季休業日につきましても、また子どもたちはi P a dを持ち帰るわけになりますので、もう一度、再び、このドリルパークに取り組むということと、あと、夏季休業日のところでなかなかうまく取り組めなかったという児童生徒も、個別に名前をこちらのほうで把握しておりますので、その子たちについては、ぜひ、冬季休業日に入る前に、どうやったらこのドリルパークができるのかというところを、また事前にきちんと指導してもらいたいというところは校長会で伝えておりましたので、この冬季休業日には、よりi P a dで学習に取り組む子どもたちが増えるのではないかと期待しているところです。

以上です。

【教育長】 ありがとうございます。特に教員の方々が頑張っているところの調査ということで、指導主事のほうはさまざまな機会があると思うので、ぜひ、このシートを使って、校長先生以下、先生方に、今の坂本委員等のお話を伝えていただきたいというふうに思いました。

他はいかがでしょうか。新藤委員。

【新藤委員】 前にも申し上げたことがあるんですが、本当に福生市の学力が上がってきたことは、学校の、今、おっしゃいましたように本当に努力だと思います。特に、中の下を上を持ち上げたということが、やっぱり大きな成果として、前にも申し上げたとおり、ここに表れているんだろうなというふうに実感しております。

ただ、やっぱり考えていかなきゃならないのは、ずっと3割近く固定しているD層ですね。もうずっと、小学校から中学3年まで固定しているこのD層、3割の子どもたちが、いったい、やっぱりどういう実態としてこういうふう固定しているのかという辺りの分析を、今、いろいろなiPad等も、資料からも出てくるのかなということも実感しましたので、ぜひ、この固定されていってしまっているこの3割の子どもたちの課題、あるいは状況ですね。その辺りのものがおおよそ分かるような分析を示していただけたらありがたいかなというふうに思います。

そうした場合に、それがあれば、学校訪問したときにも、そういったことを先生方にお話ししたり、こちらから質問したりというようなこともできると思いますので、ぜひ、この固定しているD層。ここが最後の福生の課題かなと思っておりますので、ぜひともよろしく願い申します。

【教育長】 はい。ありがとうございました。

他はいかがでしょう。

【坂本委員】 不登校の子どもたちが、このミライシードを使ってどのような自宅での学習をしているかみたいなのは分かるのでしょうか。

【古川指導主事】 まず、不登校の児童生徒に対してはこのミライシードを通してやりとりができる状況になっているので、コメントを送ったり、そういった先生方とのやりとりはできています。その上で、学習についてもそれぞれの進度に応じて実施してもらうように、コメントを通じて実施してもらっているというところがあります。ただ、実際、どの程度、また効果があるのかというところは、これから詳しく調べていく必要があるかなと考えております。

【坂本委員】 不登校の問題というのは、やっぱり福生の場合は大きな問題になっていると思いますので。このiPadを入れることによって、不登校の子どもたちでもiPadを通して学校とつながるとか、そういうような関係づくりに利用できるということが一つ、大事だと思いますし、学校に行かなくても、このミライシードのドリルを使えば授業に付いていけるような力が付くんだということが分かれば、また、それも大きな自信になってくると思うんですね。せっかく入れた物ですから、いろんな意味合いでこれを有効に活用していただければと思います。よろしくお願ひします。

【教育部主幹】 1点、補足説明になるんですけども、不登校の子たちのiPadの活用の中で、今、そよかぜ教室に通っている子たちも、あそこのそよかぜ教室の中にいる中で、学校の授業も少し見てみたいなという子がやっぱり何人かいるんですね。そういう子たちは、そよかぜ教室に来て、中学校の英語の授業を見てだったり数学の授業を見たりということで、iPadが入ったということで、オンラインを活用して教

室の授業と一緒に体験できるということを実際に行っている生徒は、今、数名いるというところであります。
以上です。

【新藤委員】 はい。若干離れて、またお願いですが、不登校の子どもたちが iPad に可能性を引き出されるということが本当にあるんだろうというふうに確信しております。ただ、不登校の子どもたちは家族だけではなくて、やはり主任児童委員の方とか民生児童委員の方とか、いわば地域の支援の方々の手によって、かなり生活とか、それから親子関係とか家族関係、そういったものが支えられている実態です。ですので、ぜひ、今、こういう可能性が機器を使ってあり得るということ、具体的に、そういった方々にも周知を徹底していただいて、その方たちがいろんな機会を通じて、これを活用しながら子どもたちにそのことを勧めていけるというようなことも、ぜひ御検討いただきたいというふうに思います。

【教育長】 事務局はどうですか。

【田邨指導主事】 はい、教育長。

生活指導主任会であったりサポート会議というところで、地域のそういった主任児童委員の方々も集まる会もありますので、そういったところで周知はしていきたいなと思っております。

以上です。

【教育長】 よろしいでしょうか。

例えば四者協の場面で、他のテーマを今年、四者協のほうは考えてくださったみたいですがけれども、今の新藤委員のお話などを承ると、四者協の場でもこういった資料を使って、指導主事が10分、20分のレクチャーをすることで御理解が進むというふうに、今、お話を伺っていて思ったので、そこも指導課のほうで検討をぜひしていただきたいと思います。

7組についても、今、18人が7組に在籍しているんですけども、例えば朝の会、朝のリフレッシュタイムはまだ家において、オンラインで朝会に参加して、少し元気になってきたらゆっくり登校するというような、そういったこともやっております。常にオンラインを、7組も先生たちがやってくさっているんで、これはやっぱり iPad がなければ、そして、4G でなければできなかったことかなというふうに思っています。より一層、活用を、指導課も支援課もしていただきたいと思いますというふうに思います。

他に、委員の先生はいかがでしょう。

よろしいでしょうか。はい。ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第25号は報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、報告第25号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第12、報告第26号、令和3年度GTECの結果についてを議題といたします。古川指導主事より内容説明をお願いいたします。

【古川指導主事】 日程第12、報告第26号、令和3年度GTECの結果について、資料87ページを御覧ください。

昨年度に引き続き、令和3年度も中学校第3学年の全生徒を対象としたGTECの公費受検を5月に実施いたしました。令和3年度の結果について、2の括弧2を御覧ください。読むこと、聞くこと、書くこと、話すことの4技能を総合したスコアで、福生市の目標であるA1.3以上を達成した生徒の割合は35.6%になり、昨年度から13.9%増加いたしました。また、英検3級程度とされているA1レベル以上の生徒は88.8%に及んでいます。

次に、2の括弧3、平均スコアを御覧ください。4技能を総合した福生市の平均スコアは458.8点でした。全国平均をわずかに下回っているものの、昨年度に比べると45.1点向上しております。技能別の平均スコアを見ると、読むこと、聞くことは全国平均を上回りました。また、書くことは全国平均をわずかに下回っているものの、福生市の目標であるA1.3以上のスコアを達成いたしました。その一方で課題となったのが、話すことです。話すこと平均スコアは全国平均を下回っており、A1.1レベルとなっております。

次に、資料の右下、3の括弧1を御覧ください。こちらには、課題の見られた話すことの問題例を示しております。このような課題を踏まえ、市内中学校の英語科教員で今後の指導について話し合った結果、授業改善のための取り組みについて、3の括弧2のような提案がございました。教育指導課としては、これらの結果や取り組みを校長会や英語教育推進委員会等で共有するとともに、英語科指導に関する研修会等に活用することで、英語科の授業改善につなげてまいります。また、言語能力の向上を図る観点から、言語を直接の学習対象とする英語科と国語科との関連を積極的に図り、指導の効果を高めるよう指導してまいります。

さらに、本市の中学校にはALTが常時配置されているとともに、小学校ではALTの巡回指導が多くの日数行われており、他の自治体に比べて恵まれた指導環境にあるといえます。話すことの指導に当たって、ALTを交えた英語指導力向上に関する校内研修会を実施するなど、ALTを授業内で一層、効果的に活用するための展開についても、各学校において研究していくよう指導いたします。

私からの説明は以上です。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

よろしゅうございましょうか。ある一定の成果が見えてきているということなので、継続して、これはぜひ力を入れていきたいというように思っております。

よろしゅうございましょうか。質疑がないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第26号は報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、報告第26号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第13、その他報告事項について。その他報告事項1、令和3年度通学路の安全点検について(中間報告)を、荻島教育総務課長よりお願いいたします。

【教育総務課長】 恐れ入りますが、資料の91ページの日程13、その他報告事項1、令和3年度通学路の安

全点検について（中間報告）の御説明をいたします。

まず、項番1、安全点検の位置付けでございます。平成24年度に文部科学省から通学路の緊急合同点検の実施が通知され、それ以来、福生市では関係機関と合同で通学路の安全点検を毎年実施しております。令和3年6月に、千葉県八街市において下校中の児童5名が死傷した事故を受け、文部科学省から通学路における合同点検の実施についてという文書が発出され、これを受けまして、福生市では例年より1カ月半程度時期を早め、関係機関と通学路の合同点検を実施しております。

項番2、点検参加者でございます。こちらは学校の管理職および教職員、PTA代表、スクールコーディネーター、コミュニティ・スクール委員、道路管理者、福生警察署、スクールガード・リーダー——こちらは警察のOBの方になります。あと、教育総務課のほうで、7校、延べ86人の参加を頂いて実施いたしました。

3の安全点検実施日でございます。こちらは9月中旬から10月上旬にかけ、福生市立、7つの小学校の通学路全てにおいて合同点検を実施しております。

4の点検結果でございます。こちらは括弧1、報告があった危険箇所といたしましては43カ所となっております。うち1カ所については対策が不要であることが判明しておりますので、事実上、42カ所が対策必要箇所となっております。

恐れ入ります、裏面の括弧5を御覧ください。点検後の関係機関への要望、対策等でございます。こちらは今、事務局のほうで、42カ所の対策について関係機関に対応を依頼している途中でございますので、確定的なものではございませんが、おおむね、このような形で対応を依頼しております。2段目の道路管理者15件、路側帯の塗り直し、ポストコーンの設置、歩道部のカラー舗装、注意喚起の看板設置等、ハード面に関しましては、でき得るところから対応を既に始めておりまして、なるべく早く安全の確保に努めてまいりたいと思っております。最終的な取りまとめは年度末になろうかと思っておりますので、最終的な部分につきましては、別途ご報告を申し上げます。

最後、5の今後の流れでございますが、今、申し上げました要望に対する関係機関からの回答を取りまとめまして、学校、PTA等に送付をいたします。保護者に対しましては、広報等による周知を予定しております。

以上でございます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がございましたらお願いいたします。

【坂本委員】 通学路の安全点検に関して、例えばCS委員会のほうで独自に何か動きをしているところというのは、情報はあるのでしょうか。

【教育総務課長】 直接、私のほうで確認はできておりませんが、参加の中のところで聞きますと、各単位で協議されているというところはちょっと聞いております。私どもは、こちらの資料でございます第七小学校、9月24日には、石田教育長、教育部長、私とで、一緒に合同点検に参加して、どのような課題意識をお持ちなのかにつきましても把握に努めております。委員がご指摘の部分につきましても、今後、確認してまいりたいと思っております。

以上です。

【坂本委員】 教育委員会や警察と一緒にこういう点検をするというのはそれなりに意味があると思うんですけども、やはり地元の方、毎日子どもたちを見ている方の目のほうが行き届くところは多いと思いますので、ぜひ、そういったCS委員会なんかも活発な活動をしていただければありがたいと思います。

【教育長】 ありがとうございます。

ちょっと私のほうから補足いたしますと、今、CS委員会を全部、私と参事とで回って会議に出していただいているんですが、福生五小のCS委員会、これが9月にございまして行ってまいりましたが、この時、今、坂本委員からもお話があった、いわゆる町の危険箇所を、かなり活発にCS委員会の10名程度の委員さんで話をなされておりました。今のご趣旨も踏まえて、校長会等でまた校長先生方に、この件は点検して終わりではなくて、地域の方に今後お願いしたいということで話題にしていただけたらというように思っております。

他に、委員さんはいかがでしょう。

よろしいございましょうか。それでは質疑を終わりたいと思います。

次に、その他報告事項の2、令和3年度社会教育施設の休業について、中岡教育部長より御説明願います。

【教育部長】 はい。それでは、資料93ページをお願いいたします。

令和3年度社会教育施設の年末年始の休業でございます。年末は12月28日まで、年始は1月4日から、時間は現時点で時短等の措置はなく、平常どおり業務を行います。従いまして、12月29日から1月3日までを休業とさせていただきます。このことにつきまして、市民に対しては「広報ふっさ」等でお知らせをまいります。

なお、休業中の施設管理につきましては、社会教育施設、また、ここに記載のない学校施設、いずれも機械警備となりますが、委託先の警備会社や保守会社と連携を図りながら適切な管理をまいりたいと考えております。

以上でございます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がございましたらお願いいたします。

質疑はございませんでしょうか。ないようでしたら、質疑を終わります。

他に、その他報告はございますか。

委員の皆さまから何かございますか。新藤委員。

【新藤委員】 じゃあ、お願いを1点です。11月17日に行われました教員悉皆研修。これは、アンケートをもって参加票みたいなことで何かアナウンスされておりました。ぜひ、アンケートの動向と伺いますか、あの辺りを……。かなり私も反省するといえますか、思い至りながら、改めなきゃというところが本当に深くございました。ぜひ、先生方のアンケートの、概要で結構ですので、おおよその傾向等を報告いただければと思います。お願いいたします。

【教育長】 ありがとうございます。

新藤委員、加藤委員に御出席いただいたんですが、古川指導主事、ごく簡単にどんな講義だったか、全部は無理ですけども、どんな項目でということと、それからアンケートの点について、今、お話しいただきましたが、どうでしょうか。

【古川指導主事】 はい。当日は性の多様性について、自ら当事者でいらっしゃいます講師の先生から、御講演いただきました。特に印象に残っているのは、御自身が生徒だったときに、教員からどのような言葉掛けをしてもらったときに苦しかった、また、逆に助かったかというようなところを、ご自身の経験を踏まえて本市の先生方にお伝えいただいたところで、恐らく、教員の皆さんの心に訴えるものがすごく強くあったのかなと思っています。それを踏まえて、講演の翌日からの児童生徒への接し方が変わってきているのかなと思います。

アンケートについては、今、フォームズで、スマートフォンか、もしくは学校に入っている端末で答える形になっていて、もう200名を超える先生方から集まっておりますので、そちらはまた概要を報告したいと思いますが、やはり多様性について初めて知ったとか、そういう悩みをもっている児童生徒がいるんだということに気付かされたというような、そういった感想も多く、今、見られていますので、また御報告いたしたいと思います。ありがとうございます。

【教育長】 よろしいでしょうか。

他にございませんでしょうか。

ないようですので、その他報告事項を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これもちまして、令和3年第11回福生市教育委員会定例会を終了いたします。ありがとうございました。